

自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円、%)

項目	平成29年12月末	経過措置による 不算入額	平成29年9月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	8,823,945		8,723,409	
うち、資本金及び資本剰余金の額	7,796,285		7,796,285	
うち、利益剰余金の額	2,328,377		2,321,578	
うち、自己株式の額 (△)	1,300,717		1,300,717	
うち、社外流出予定額 (△)	-		93,736	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	302		272	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	302		272	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,824,248		8,723,682	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20,592	13,728	20,317	13,545
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20,592	13,728	20,317	13,545
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	2	1	1	1
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20,594		20,319	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	8,803,653		8,703,363	

(単位:百万円、%)

項目	平成29年12月末	経過措置による 不算入額	平成29年9月末	経過措置による 不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	45,280,869		41,475,700	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,354		△ 10,399	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	13,728		13,545	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 11,374		△ 23,944	
うち、上記以外に該当するものの額	-		0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,833,234		2,833,234	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	48,114,104		44,308,934	
自己資本比率				
自己資本比率 ((八)／(二))	18.29%		19.64%	

注:「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。)に基づき算出したものであり、国内基準を採用した単体ベースの計数となっています。